

医療措置協定締結医療機関 管理者 様
(訪問看護事業所)

高知県健康政策部健康対策課長

医療措置協定に基づく平時における準備について（照会）

日頃は、本県の感染症対策にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、感染症法に基づき貴機関と県が締結した医療措置協定には、「平時における準備」として、研修・訓練の実施又は所属する医療従事者を年 1 回以上研修・訓練に参加させることについての記載があります。

このことについて、各協定締結医療機関における研修・訓練の実施状況を把握することを目的に下記のとおり照会を実施することとしましたので、ご回答いただきますようお願いします。

なお、県内の協定締結医療機関の実施状況についての集計結果は厚生労働省へ報告することとなっていますが、個別の医療機関の回答が分かるものではありません。

記

- 1 回答期限 令和 7 年 10 月 10 日（金）
- 2 申請方法 下記 URL（高知県電子申請システム）より申請してください。

（回答フォーム）

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16894

様式名：(訪問看護事業所)医療措置協定に基づく平時における準備について（照会）

※検索される場合は、下記の手順で申請フォームを確認できます。

- ブラウザで、「高知県電子申請サービス」を検索
- 「高知県電子申請サービス」内の「オンライン申請手続き」をクリック
- 上記の様式名を検索、選択



なお、高知県電子申請システムによる回答が困難な場合は、健康対策課のホームページより様式をダウンロードしていただき、メールでご提出ください。

●医療措置協定に基づく平時における準備について（照会）

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025092600028/>

提出先：kochi-kyoutei@ken.pref.kochi.lg.jp（健康対策課 感染症担当あて）

3 回答にあたっての補足

(1) 研修・訓練の実施状況について

実施もしくは参加した研修・訓練は、医療措置協定の内容に資するものと考えられる研修・訓練であれば、内容を問いません。新興感染症患者の受入に関する内容に限定せず、知識の向上を目的とした研修等も含めていただいで結構です。

内容については、医療措置協定書の第10条をご確認ください。

(2) 今回の照会の対象期間は、令和6年10月1日から令和7年9月30日とし、この期間以外の研修・訓練は含まれません。

4 その他

昨年度、医療措置協定締結医療機関の皆様には、医療措置協定に関する案内や協定締結医療機関向けの情報共有及び照会等をお送りするためのメールアドレスを伺っています。今後も、平時の連絡は、メールを活用していく予定ですので、メールアドレスに変更がある場合は速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。

【本件に関する問合せ窓口】

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県健康政策部健康対策課

感染症担当 杉本、尾木

TEL : 088-823-9677 FAX : 088-873-9941

E-mail : kochi-kyoutei@ken.pref.kochi.lg.jp